

〔平 3 0 . 1 0 . 2 9
実 2 - 1〕

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成30年10月29日（月）

財 務 省

目 次

○ 総会でいただいた主なご意見(納税実務関係).....	3
○ 前回(専門家会合①)いただいた主なご意見.....	6
○ 自主的な適正申告の促進策.....	7
・ 協会の自主的取り組み(一般社団法人シェアリングエコノミー協会提出資料).....	8
・ 現状認識と要望(一般社団法人シェアリングエコノミー協会提出資料).....	9
・ 仮想通貨交換業者の対応(一般社団法人日本仮想通貨交換業協会提出資料).....	10
・ 年間報告書の提供(一般社団法人日本仮想通貨交換業協会提出資料).....	11
・ 自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報提供(イメージ).....	12
・ 法定調書の本人交付の取扱いについて.....	13
・ 国税庁ホームページの申告書作成システムにおける利便性の向上策.....	14
・ マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ).....	15
・ 事業者の事務負担軽減措置(検討中の方向性のイメージ).....	16
○ 自主的な適正申告の担保策.....	17
・ 法定調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲.....	18
・ 仮想通貨取引による所得の申告状況.....	19
・ 現行の調書における仮想通貨の取扱い.....	20
・ 新しい経済取引に対応した情報提供の仕組みの各国比較.....	21
○ 主な論点.....	22

総会でいただいた主なご意見（納税実務関係）

1 経済社会の変化

- これまで確定申告や、そのための記帳等が必要であった納税者は一部に限られていたが、新しい経済取引の普及や働き方の多様化に伴い、それらの事務手続が必要となる納税者の数は増加している。そうした納税者の数は今後も増えていくと見込まれるところ、簡易に、かつ、適正な申告ができる環境の整備に向けて早急に取り組んでいく必要があるのではないか。
- 納税環境の整備に当たっては、経済社会のICT化を踏まえ、電子データそのもののやり取りや、マイナポータルを活用なども視野に入れて検討を進めてはどうか。

2 自主的な適正申告の促進策

- 仮想通貨取引について、納税者が自身の取引情報を簡易に把握できるような仕組みが構築できないか。
- 現行制度上、「報酬・料金等の支払調書」は、一定の役務提供等に係る支払について、原則として年間5万円を超える場合に限り、国税当局への提出が義務付けられている。納税者本人に対する交付は義務付けられていないが、基準額以下の場合も含め、サービスとして本人に交付されている場合もある。役務提供に対する報酬等の支払については、本人にも幅広く支払情報が通知され、かつその情報がマイナポータル等を通じ電子的に提供されるようになれば、効率的に申告ができ、かつ、申告漏れを防ぐことも可能となるのではないか。
- 法定調書の作成や源泉徴収を行う事業者には、そのための事務負担が生じることに留意が必要。そうした事務負担をどのくらい簡素化できるかという点についても検討が必要。

総会でいただいた主なご意見（納税実務関係）

2 自主的な適正申告の促進策（続き）

- 税に関する情報のやり取りについては、データのフォーマットを統一した上、マイナポータルなどを活用して、どのようなデバイスからでも閲覧できるような形にすることが望ましいのではないかと。
- 仮想通貨取引やシェアリングエコノミーによる所得について、仲介業者（仮想通貨交換業者・プラットフォーム事業者）が源泉徴収を行う仕組みを検討してはどうか。その際には、自主的な確定申告を促す観点から、源泉徴収税率を高め設定するという考えられるのではないかと。
- 現行制度上、源泉徴収義務は一定の「支払を行う者」について課されているが、一般的に仲介業者は「支払を行う者」には該当しないことから、源泉徴収義務を課するのは難しいのではないかと。

3 自主的な適正申告の担保策

- 新しい取引によるものも含め、一定の所得を得ている人は当然申告をしなければならないが、適正な申告を行っていない納税者が一部におり、そのままになってしまっている状況があるとすれば非常に問題。公正さを確保するため、諸外国の例も参考にしつつ、適正な申告を行っていない者に関する情報を把握するための仕組みについても検討を進める必要があるのではないかと。
- 適正な課税を確保するためには、税務当局による所得の捕捉が的確にできているということが基本。特に給与所得により生活している者の立場からすれば、各種の所得についての的確な捕捉がなされているということが税に対する納得感や納税意識の担保につながるため、的確な所得捕捉に向けた取組をしっかりと進めてほしい。

総会でいただいた主なご意見（納税実務関係）

3 自主的な適正申告の担保策（続き）

- ギグエコノミーにより所得を得ている人の中には、社会保障給付の対象となる低所得者もいる。そうした所得情報の把握については、給付の適正化という観点からも検討してはどうか。
- 適正課税の観点からマイナンバーを活用するため、シェアリングエコノミーの利用者がプラットフォーム事業者にマイナンバーを提供するということも含めて、今後の制度設計を検討してはどうか。
- 税務当局がネット上のやりとりを自動的に捕捉できるようになれば、紙で支払調書を提出する必要もなくなるのではないか。
- シェアリングエコノミーについては、日本での取引だが、税法上の非居住者同士によるC to C取引という場合もあり得るが、そうした場合の税務上の取扱い等についても整理する必要があるのではないか。
- 経済取引の多様化に的確に対応していくためには、税務当局の人員の増加や対応能力の強化など、体制の整備も必要ではないか。また、当局が保有する税務データの分析によって、コンプライアンスリスクの高い分野を特定した上、当該分野に対して集中的に調査等を行うなど、データを活用した新たな税務行政の戦略について検討してはどうか。

前回(専門家会合①)いただいた主なご意見

- 自主的な適正申告を確保する観点から、仮想通貨交換業者やシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者に協力を求める場合、①事業者が顧客に係る情報をどの程度把握しているのか(例えば、本人確認データや取引データは把握しているが、当該取引以外の所得や控除については把握が困難、等)、②顧客が、その取引によってどの程度の所得を得ていると考えられるのか、といった点も考慮して検討する必要がある。
- シェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が利用者に対して申告が必要である旨を周知することも重要だが、それだけでなく、年間の所得に関する情報等を提供することはできないか。
- 例えば、ソフト開発業者や国税当局との協働により、プラットフォーム事業者のホームページ上で閲覧できる取引履歴等のデータを活用して簡便に申告を行える仕組みを構築することはできないか。
- 仮想通貨取引について、各交換業者は、自社を通じた取引に係る分に限れば申告に必要な情報を顧客に対して提供できるとのことだが、適正課税を図る観点から、税務当局に対しても同様の情報を提供することについて検討してはどうか。
- 仮想通貨を口座間で移転した場合、移転先の口座を管理する交換業者においては、移転元の口座における当該仮想通貨の取得価額を把握することはできず、損益の計算もできないこととなる。仮に源泉徴収制度を検討する場合には、こうした点に留意することが必要ではないか。
- 現行、税務当局は、事業者等に対して任意の協力を求める形で必要な情報を取得することがあるが、顧客情報を提供することについて、当該顧客との関係で法的なリスクが生じるといった懸念を有している事業者もいるのではないか。

自主的な適正申告の促進策

協会の自主的取り組み

シェアワーカーク向け確定申告セミナーを国 税庁協力のもと開催



イベントは終了です

～シェアと税制度の未来を考える2018～はじめて確定申告入門講座
セミナー

主催：一般社団法人シェアリングエコノミー協会

後援：国税庁

企画協力：(株)マネーフォワード

確定申告普及推進パートナー(サービス名)：スペースマーケット・

クラウドワークス・TABICA・Anytimes・Coconala・Tadaku・LiveDeli・

ランサーズ

ユーザーに向けた確定申告の お知らせの雛形を配信

2017年12月25日
シェアリングエコノミー協会
会員限定メルマガ
12月号

シェアリング
エコノミー
メルマガ本文

#3. お知らせ

■シェア事業者向け お知らせ
確定申告のシーズンが始まります。ホストユーザーを持つシェア事業者様は、ユーザーへの告知のご協力をお願い致します。

【国税庁からのみなさまへのメッセージ】
平成29年分確定申告の時期（H30.2.16～3.15）～3.15が近づいて参りましたが、シェアリングエコノミーやクラウドソーシングにより発生した所得がある場合、その所得が副収入であっても、原則として確定申告・納税が必要です。
確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」(注1)で作成することができます。作成した申告書は、e-Tax(電子申告)で送信していただきますと便利です。印刷して最寄りの税務署へ郵送又は税務署の窓口へ提出することもできます。
確定申告の要否や手順については、国税庁ホームページにある「確定申告特集」(注2)をご確認ください。最寄りの税務署にお尋ねください。
なお、e-Taxを利用する際には、マイナンバーカードが必要になります。取得方法や手順については、「マイナンバーカード総合サイト」(注3)をご覧ください。住民票のある市区町村窓口へお問い合わせください。

注1：<https://www.keisan.nta.go.jp/>
注2：<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakushu/>
注3：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

みなさまには 趣向内の適正な申告、納税をお願ひいたします。

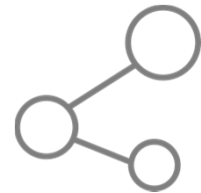
現状認識と要望

協会は、シェアエコ課税問題を重要課題と位置づけており、必要な対応を行う用意がある



1. シェアリングサービス利用者の確定申告制度の認知の向上と普及に向けて

- サービス提供者個人に対する納税申告の啓発
 - 社会的にユーザーの申告納税に対する認知は必ずしも高くない
政府・民間が協働で納税への啓発を強化する必要がある



- 確定申告手続きの利便性の向上
 - ICTを活用した納税の利便性の向上

2. 制度検討について

- プラットフォーム事業者によるユーザー情報等の情報提供制度については慎重な検討が必要
 - PFが持つユーザーの情報は企業ごとに差
 - 創業5年以内の事業者が多く、対応負荷が大きい企業も存在
- 海外とのイコールフィッティングを図り健全な競争環境の整備が必要



3. 仮想通貨交換業者の対応

- 仮想通貨交換業者の確定申告対応イメージ
例) A社の税金・確定申告に関するアンサーページ

なお、ライトコインの「購入数量」「購入金額」は、ライトコインを売却した年度の確定申告において取得価額の計算に必要となりますのでご注意ください。

(3) 証拠金取引(仮想通貨FX)による損益

年間取引報告書に記載された「損益合計」の金額「-5,635,446円」が損益となります。

(4) 損益の合算

上記(1)～(3)の損益を合算します：

各商品合計損益
= (1) + (2) + (3)
= 2,953,138円 + 2,573円 - 5,635,446円
= -2,679,735円

計算例では、対象年度における当社での仮想通貨取引の合計損益がマイナスとなったため、当社においてのみ仮想通貨のお取引している場合は、申告すべき雑所得はないことになります。

他社でも仮想通貨のお取引があった場合、上記(4)の合計損益「-2,679,792円」は他の取引所における取引の損益と通算できませんが、雑所得以外の所得との損益通算はできませんのでご注意ください。

また、当該損益は翌年度に繰り越すことはできません。

年間取引報告書

下記のとおり、ご報告申し上げます。

《現物取引》

通貨名	通貨種別	購入数量	購入金額	売却数量	売却金額	キャンペーン
ビットコイン	0 BTC	87,604 BTC	27,696,891 円	56,691 BTC	20,774,832 円	0.341367 BTC
イーサリアム	0 ETH	0 ETH	0 円	0 ETH	0 円	0 ETH
ビットコインキャッシュ	0 BCH	0 BCH	0 円	0 BCH	0 円	0 BCH
ライトコイン	0 LTC	10 LTC	85,520 円	0 LTC	0 円	0 LTC
リップル	0 XRP	100 XRP	2,946 円	100 XRP	5,268 円	0 XRP
合計	-	-	27,785,077 円	-	20,780,101 円	-

《証拠金取引》

売買損益	レバレッジ手数料	その他	損益合計
-5,461,301 円	-184,145 円	0 円	-5,635,446 円

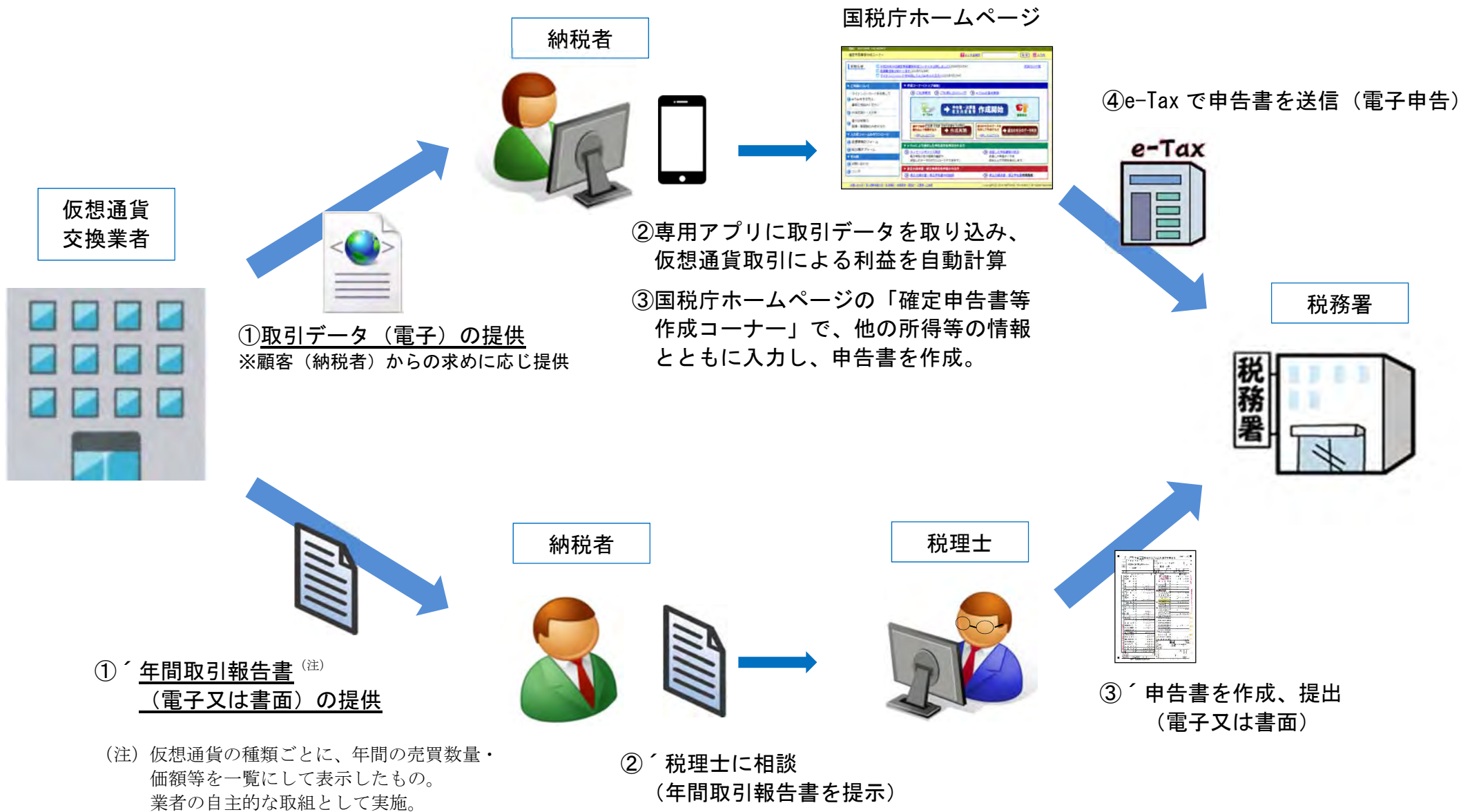
※確定申告の流れについては、「[「仮想通貨取引の確定申告を書面で行う場合の流れを教えてください。」](#)よりご参照ください。

また、年間取引報告書の詳細は「[「年間取引報告書の見方について教えてください。」](#)よりご確認ください。

1. 年間報告書の提供

- 国税庁が主催する「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」において、仮想通貨取引に係る申告の利便性向上に向けた方策を協議中
- 2018年分の確定申告より、国税庁は、個人の納税者に対して“仮想通貨の計算書”を提供する予定
- 仮想通貨交換業者各社は、顧客（納税者）が“仮想通貨の計算書”を簡易に作成できるよう、“年間報告書”の提供を行う方針
(顧客から求めがあった場合には、取引履歴のデータも提供)
- 上記の仮想通貨交換業者の対応について、仮想通貨交換業者各社のウェブサイトにて公表する方針

自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報提供（イメージ）



法定調書の本人交付の取扱いについて

- 法定調書制度については、課税標準の的確な把握を行い、適正な課税の確保に資するために、特定の者に対して、支払の事実を内容とした調書を税務当局に提出するよう義務づけているもの。
- そうした制度趣旨や提出義務者の事務負担等を踏まえ、原則として、本人(支払を受けた者)に対する調書の交付は義務付けられていないが、確定申告を行うことなく支払者が源泉徴収を行って納税義務を履行させる場合の多い取引等については、支払金額等の正否を確認させる観点から、本人交付も義務付けている。
- また、法令上、本人交付が義務付けられていない法定調書についても、慣行上、支払者によるサービスとして、法定調書の写し(ないしは明細書等別の様式)により、支払金額等が本人に通知されるのが一般的である。

【主な法定調書の取扱い】

法定調書名	提出省略基準(主なもの)	源泉徴収義務	本人交付義務
給与所得の源泉徴収票	年500万円以下 (年末調整済みの場合)	○	○
公的年金等の源泉徴収票	年60万円以下 (扶養親族等申告書の提出がある場合)	○	○
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	年5万円以下	○	×
生命保険契約等の一時金の支払調書	100万円以下/回	×	×
不動産の使用料等の支払調書	年15万円以下	×	×
特定口座年間取引報告書	なし	本人による選択	○

国税庁ホームページの申告書作成システムにおける利便性の向上策

- 国税庁ホームページの申告書作成システム（確定申告書等作成コーナー）において、電子的に交付された各種証明書等データの記載内容を自動的に転記することにより、入力を不要とする機能を導入。対象データを順次拡大。

平成30年1月～：医療費通知（医療費のお知らせ） 平成31年1月～（予定）：生命保険料控除証明書等（下図の例）

（注）いずれも発行者の協力による証明書等データの電子交付が前提。

生命保険料控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果

保険会社等から交付されたデータ読込

保険会社等から交付されたデータを読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が [.xml] となっているものに限り、最大10ファイルまで読み込むことができます。

ファイルを選択

① 「ファイルを選択」をクリック

前に戻る 選択したファイルを読み込む



生命保険料控除の入力

証明書等の入力 > データ読込 > データ読込結果

保険会社等から交付されたデータ読込結果

読込結果の確認

保険会社等から交付されたデータ読込結果は以下のとおりです。
【証明書に記載された保険料の額】が【実際に支払った保険料の額】でない場合は、「訂正」ボタンをクリックして訂正してください。

取り込んだファイル	保険の種類	証明書に記載された保険料の額	実際に支払った保険料の額	保険会社等の名称	操作
1 ○○.xml	新一般生命保険料 旧一般生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料 旧個人年金保険料	100,000円 200,000円 50,000円 10,000円 3,000円	100,000円 200,000円 50,000円 10,000円 3,000円	△△△△△△△△△△●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	訂正 削除
2 ○△.xml	旧一般生命保険料 介護医療保険料	50,000円 30,000円	50,000円 30,000円	△△△△△△△△△△●●●●● ●●●●●×××××●●●●●	訂正 削除
3 ○◇.xml	新一般生命保険料	100,000円	100,000円	△△△△△△△△△△●●●●● ●●●●●○○○○○●●●●●	訂正 削除
4 ○×.xml	新一般生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料	30,000円 20,000円 40,000円	30,000円 20,000円 40,000円	△△△△△△△△△△●●●●● ●●●●●○○○○○●●●●●	訂正 削除

前に戻る 次へ進む

- ② デスクトップ等に保存した控除証明書データを選択

アップロードするファイルの選択

デスクトップ

デスクトップの検索

整理 新しくフォルダー

お気に入り
ダウンロード
デスクトップ
最近表示した場所

ライブラリ
ドキュメント
ピクチャ
ビデオ
ミュージック

コンピューター
個人用設定のバックアップ
ネットワーク

控除証明書
データ.xml

ファイル名(N): [] すべてのファイル (*.*)

開く(O) キャンセル

- ③ 控除証明書データの内容が表示される。
→ 手入力する必要がなくなり、入力の省力化につながる。

マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ)

納税者



①

マイナポータルの開設

② 国税庁ホームページの
確定申告書等作成コーナーを利用



③

マイナンバー
カードで認証



④

証明書データを
自動で取得・自動転記

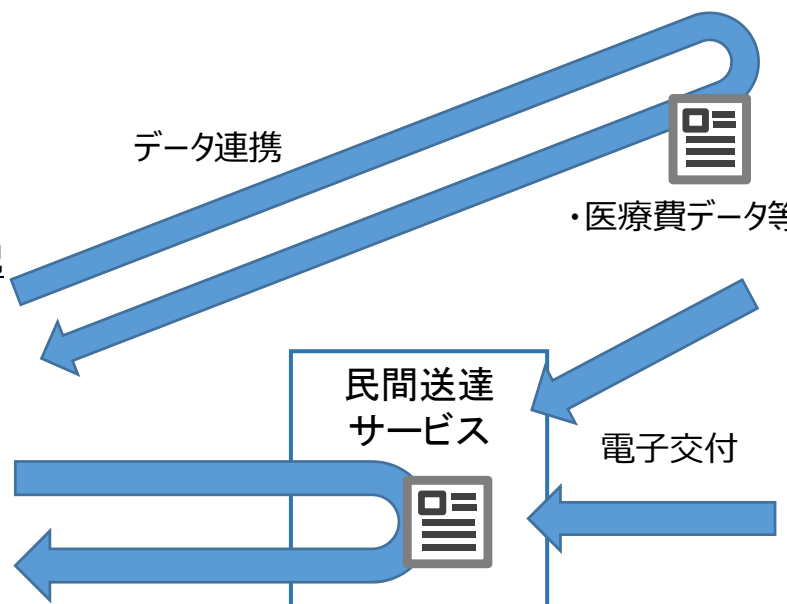


⑤ e-Tax送信



- 年末調整控除申告書作成システムについても、確定申告書等作成コーナーと同様、マイナポータルから必要な情報を入手し、そのデータを活用して、控除申告書を作成・送信。(平成32(2020)年10月～)(※)

データ連携



・医療費データ等

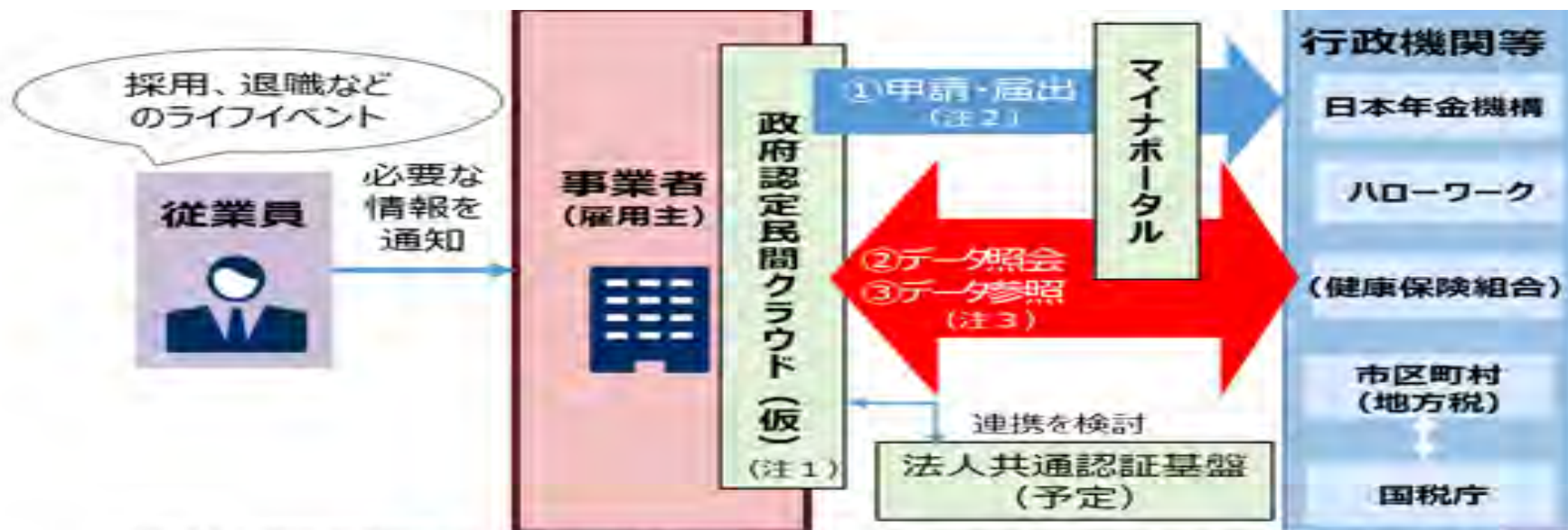
- ・保険料控除証明書データ
- ・住宅ローンの年末残高証明書データ
- ・支払情報 (要検討)

(※)実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。

事業者の事務負担軽減措置(検討中の方向性のイメージ)

- 内閣官房においては、一層の企業の負担軽減・行政事務の効率化を図るため、例えば、クラウドに一度届出情報を登録すれば、申請者が極力重複してクラウドに情報を登録しなくて済むようにするワンスオンリー化や、BPRを含めた従業員情報の新しい提出方法に係る構想を推進することを検討。
- 平成30年度中にロードマップを策定し、様々な課題について整理し、実現可能性を含めた検証を十分に行いながら、以降順次、実現に向け取り組む。
- 例えば、企業から各行政機関等に対し、添付書類、調書類等により情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等(注1)に保管されている情報を各行政機関等がデータ照会する(注3)仕組みを構築することが考えられる。

従業員情報の新しい提出方法に係る構想の全体像(イメージ)



- (注1) 「認定クラウド等」とは、政府が認定を行う民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定しており、認定後、企業が有する従業員情報の提供に使用できるものとする。
- (注2) 認定クラウド等の該当データに対し各届書等に必要の提出事項が整った事実及び提出意思がある旨を行政機関等に伝えるフラグを立て、フラグを立てた旨をマイナポータルに送信することをイメージ。
- (注3) 各行政機関等が照会・参照可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出書、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関等が政府認定クラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかは、今後検討していく。

出典：企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の中間整理
(平成30年10月19日第3回新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会資料・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)

自主的な適正申告の担保策

法定調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲

- 「法定調書制度」は、納税者の所得把握や源泉徴収義務の履行確認等を行い、適正・公平な課税を確保する観点から設けられている仕組み。利子・配当・株式等譲渡対価、給与・公的年金等、報酬・料金等の支払をする者に対して支払調書等の提出が義務付けられている。
- このうち、「報酬・料金等の支払調書」については、一定の範囲の人的役務の提供等に係る支払がその対象として限定列挙されている（主なものは下表のとおり）。

主な報酬・料金等の区分	調書の省略基準
(1) 弁護士や税理士等に対する報酬、作家や画家に対する原稿料や画料、講演料等	同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの
(2) プロ野球の選手などに支払う報酬、契約金	
(3) 芸能人などに支払う出演料等	
(4) 外交員、集金人、電力量計の検針人等の報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
(5) バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(6) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	
(7) 馬主に支払う競馬の賞金	同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれの1回の支払金額が75万円以下であるもの

（注）住宅宿泊事業者（民泊事業者）に支払う使用料、スマートフォンを用いた個人による宅配サービスの料金、アフィリエイト報酬、インターネットオークションの売上等については、上記の「法定調書制度」の対象外

※ 平成 30 年 5 月 国税庁報道発表資料（抜粋）（注）平成 30 年 11 月 29 日の国税庁報道発表資料により一部訂正

仮想通貨の課税

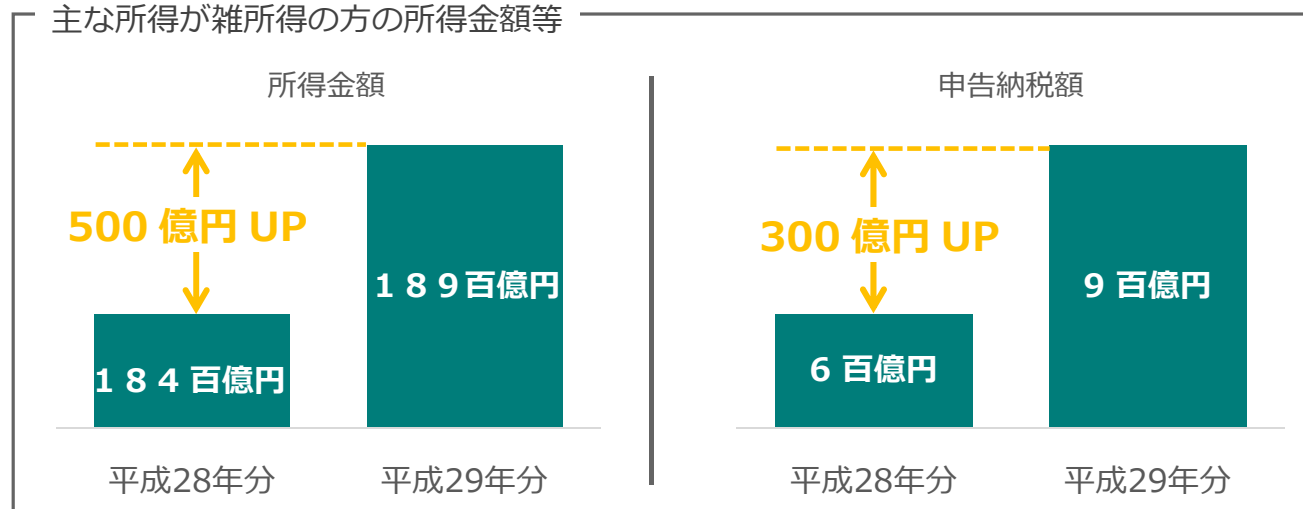
確定申告をした方で、公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上ある方のうち、仮想通貨取引による収入があると判別できた方は 331 人（速報値）でした。

また、申告納税額がある方で、主な所得が雑所得の方の所得金額及び申告納税額は、平成 28 年分に比して大幅に増加しました。

公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上の人数

平成 28 年分	平成 29 年分	仮想通貨取引による収入があると判別できた方
238 人	549 人	331 人

主な所得が雑所得の方の所得金額等



（注）仮想通貨取引による所得は、原則として「公的年金等以外の雑所得」に区分される。申告書上、「仮想通貨取引による所得か否か」は記載事項とはされていないため悉皆的な把握は不可能。上記「仮想通貨取引による収入があると判別できた方」の人数は、「所得の生ずる場所」欄に仮想通貨交換業者の名称が記載されていた申告の件数。

現行の調書における仮想通貨の取扱い

		関連する現行の調書	仮想通貨の取扱い
取引	国内	なし	× 〔 仮想通貨取引は法定調書 ^(注1) の対象外 〕
	国外移転	国外送金等調書 (金額基準: 100万円超) 国外証券移管等調書	× 〔 対象は金銭・有価証券の移動のみ(仮想通貨は対象外) 〕
保有	国内	財産債務調書 (所得基準: 2千万円超) (資産基準: 総資産3億円以上又は有価証券1億円以上)	○ 〔 財産債務調書は財産全般が対象(仮想通貨も所得基準・資産基準を満たせば記載対象) 〕
	国外	国外財産調書 ^(注2) (資産基準: 国外財産5千万円超)	× 〔 仮想通貨の所在地は、「その財産を有する者の住所」で判定(国外財産には含まれない) 〕

(注1) 現状法定調書の種類は60種類(30年改正後)。

(注2) 所得基準・資産基準を満たせば財産債務調書にも国外財産は記載される。

新しい経済取引に対応した情報提供の仕組みの各国比較

- 近年、経済活動におけるICTの利用拡大に伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- そのような中、適正公平な課税を実現するため、各国の税務当局は様々な方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応を進めている。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
インターネット取引に関する法定調書 (注1)	○	○	— (注2)	○	—
対象者を特定するための情報提供要請権限	○	○	○	○	—

(注1) アメリカは、決済業者が対象。イギリスは、決済業者等の法令で定められた第三者に対してデータの保存を義務付けるもの(必要に応じ、歳入関税庁が当該情報の提供を要請)。フランスは2020年よりプラットフォーム事業者が対象となった。

(注2) ドイツでは、税務当局への情報提供に関する一般協力義務が規定されている。

主な論点

1 基本的な考え方

2 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策